

株式会社セブン-イレブン・ジャパンと

# 人権擁護活動連携協定

を締結しました。



法務省の人権擁護機関では、様々な分野での発信力を持った民間企業等と連携し、人権に対する親しみ・関心を持っていただけるような啓発活動を実施しています。

今回、名古屋法務局、津地方法務局、岐阜地方法務局、愛知県人権擁護委員連合会、三重県人権擁護委員連合会及び岐阜県人権擁護委員連合会では、全国に先駆けて、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと連携し、啓発活動を実施することとなり、平成29年12月19日には、連携協定書の締結に係る発表式を開催しました。



左から、岐阜県連西田副会長／岐阜局泉代局長／セブン-イレブン・ジャパン中坪西東海ゾーンマネージャー／愛知県連住田会長／名古屋局小栗局長／セブン-イレブン・ジャパン藤本取締役常務執行役員／三重県連高須会長／津局杉浦局長／セブン-イレブン・ジャパン二里人事労務部総括マネージャー

地域に密着した存在であるコンビニエンスストアの中でも店舗数が全国一位であるセブン-イレブンと連携することにより、人権問題に迅速かつ的確に対応でき、人権擁護活動をより効果的に実施できるとして、本協定を締結しました。

連携事項などは、以下のとおりです。

## 連携事項

- (1) 人権相談窓口の周知に関する事
- (2) 人権啓発に関する事
- (3) その他の人権問題に関する事

## 締結日

平成29年12月13日

## 期待される効果

- (1) 法務省の人権擁護機関の相談窓口等を、様々な方が利用されるコンビニエンスストアにおいて周知することにより、例えば一人で悩みを抱えている方なども含め、幅広い方に対して相談窓口等の周知が図られる。
- (2) コンビニエンスストアでは、「セーフティーステーション活動」により「安心・安全なまちづくり」及び「青少年環境の健全化」へ取り組む自主的な活動を実施しており、女性、子ども等の駆け込みへの対応等も行っている。  
そこで、法務省の人権擁護機関が実施している「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」などの相談窓口を紹介していただくことにより、その方たちへの救済の道が広がる。

具体的な連携内容は、東海3県内セブン-イレブン店舗における、オリジナルポスターの掲示、イートインスペースへのオリジナルカード及びリーフレットの設置です。